平成２３年（フ）第４６８５号
東京都世田谷区若林１丁目31―１―111
債務者　堀田　佳世（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０８号
神奈川県横浜市港南区上大岡西３丁目10―１―403
債務者　窪田真由美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１１号
東京都小金井市梶野町２丁目16―５―10
債務者　中西　雅子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１２号
東京都練馬区関町北４丁目26―１―103
債務者　丹羽　富雄
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１３号
東京都葛飾区高砂３丁目10―15
債務者　鈴木　一摩
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７１４号
東京都江戸川区中葛西１丁目28―１―207
債務者　関　　淳一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７２３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目479―３　クレストコート２―101
債務者　伊畑　　明
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７２４号
千葉県船橋市飯山満町２丁目479―３　クレストコート２―101
債務者　伊畑　香織
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３２号
東京都台東区浅草５丁目52―７　３Ｆ
債務者　山内　早苗
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７３５号
東京都練馬区高松１丁目19―11―101
債務者　山口　篤馬
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４０号
東京都葛飾区立石４―29―２、住民票上の住所東京都葛飾区東立石２丁目10―17　菅野方
債務者　白尾　保子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４５号
東京都荒川区西日暮里２丁目37―15―201
債務者　大村　　弘
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７４６号
東京都新宿区戸山１丁目14―18―106
債務者　山崎　武男
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５７号
東京都江戸川区東小松川２丁目14―11
債務者　遠藤　　淳
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５８号
神奈川県横浜市港北区鳥山町18―２―101
債務者　鈴木　通之
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部